

大河原町耐震改修促進計画



平成 2 0 年 3 月（当初）

平成 2 2 年 4 月（改定）

平成 2 8 年 3 月（改定）

令和 3 年 3 月（改定）

大河原町

目 次

1 計画策定の背景	1
(1)大河原町における地震被害	1
①過去の地震被害	1
②宮城県沖地震の長期評価	4
③活断層帯の長期評価	8
(2)宮城県沖地震等の被害想定	9
①第三次地震被害想定調査の前提条件等	9
②建築物被害の予測結果	13
(3)住宅・建築ストックの耐震化の現状	17
①住宅及び建築物のストック数	17
②住宅の耐震化の状況	18
③町有の防災上重要な建築物の耐震化状況	18
④多数の者が利用する町有の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況	19
(4)本町に最も影響のある地震	20
(5)計画策定の必要性	20
2 計画の目的	22
3 計画の位置づけ	22
(1) 計画の位置づけ	22
(2) 計画期間	22
4 基本方針・計画の目標	23
(1)基本方針	23
(2)主体別役割	23
①町	23
②建築関係団体	23
③建築物所有者等	24
④町内会等の自主防災組織	24
(3)対象地域・対象建築物	24
①対象地域	24
②対象建築物	24
(4)耐震化の目標	27
①住宅	27
②町有建築物	27
5 住宅・建築物耐震化の実施計画	28
(1)住宅	28
①普及・啓発	28
②台帳の整備等	29
③耐震診断の促進	29
④耐震改修の促進	29
(2)町有建築物	30
①台帳の整備	30
②耐震改修の促進	30
(3)地震時に通行を確保すべき道路	30
(4)地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	30

6 啓発及び知識の普及に関する施策	31
(1)地震ハザードマップの作成・公表	31
(2)相談窓口の設置	32
(3)啓発及び知識の普及	33
(4)耐震改修促進税制等の活用促進	34
(5)技術者の養成	34
(6)リフォームにあわせた耐震改修の誘導策	34
(7)家具の転倒防止策	35
(8)町内会、NPO 等との連携に関する方針	35
7 関連施策	35
(1)宮城県建築物等地震対策推進協議会	35
(2)世代継続される地震に強いまちづくり～地震防災教育の浸透～	36
(3)ブロック塀等の倒壊防止対策	36
(4)宮城県住宅耐震・リフォーム推進隊協議会	37
(5)被災建築物・宅地の応急危険度判定	37

大河原町耐震改修促進計画

大河原町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項に基づき、町内の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定する。

1 計画策定の背景

(1) 大河原町における地震被害

①過去の地震被害

本町においては、過去、地震による顕著な被害として、昭和53（1978）年宮城県沖地震の際に6名の死傷者（うち1名は石塔の転倒による死亡）があり、約180棟に上る建物被害があった（表1）。さらに、表2に見られるように県内では、現在に至るまで度重なる地震被害を受けている。県内に被害のあった地震の位置を図1に示す。

被害をもたらす大地震は、プレート間大地震である海溝型地震と内陸部の活断層等を震源とする直下型地震との2つに分類されるが、宮城県においては、県の沖合から日本海溝までの海域を震源域として繰り返し発生する海溝型地震（このうち陸寄りの海域を震源域とするものを「宮城県沖地震」という。）による被害が顕著である。

表1 1978年宮城県沖地震の際の大河原町における被害

人的被害(人)			建物被害			
死亡	負傷	軽傷	全壊(棟)	半壊(棟)	一部破損 (棟)	被害率(%)
1	2	3	0	30	153	3.8

出典：宇佐美（1996）「新編 日本被害地震総覧」

表2 宮城県周辺の過去の地震被害

発生年	震源 北緯 東経	マグニチュード	被害地域又は震源域/被害の概要
869		8.3	三陸沿岸／城郭、門櫓、垣壁崩れ、倒壊するもの無数、津波が多賀城下を襲い、溺死者約1,000人。
1611	39.0 144.4	8.1	三陸沿岸、北海道東岸／三陸地方で強震。震害軽く、津波の被害大。伊達領内で死者1,783人、南部、津軽で人馬死3,000余人。三陸沿岸で家屋流失多く、溺死者1,000人をこえた。岩沼付近でも家屋皆流失、北海道東部でも溺死者多かった。
1646	38.1 140.7	6.5～6.7	陸前、岩代、下野／仙台城の石壁数十丈崩れ、櫓3つ倒れる。白石城破損、日光東照宮の石垣破損。江戸でも強かった。
1793	38.3 144.5	8.0～8.4	陸前、陸中、磐城／仙台藩で1,060余戸壊れ、死者12人。津波があり、大槌、両石で71戸損壊流出、死者9人、気仙沼で300戸余流出。
1835	38.5 142.5	7.0	仙台／仙台城の石垣がくずれ、家土蔵に破損あり。江戸で有感。
1861	38.6 141.2	6.4	陸前、陸中、磐城／陸前の遠田、志田、登米、桃生の各郡で特に被害が多く、家屋損壊、死傷者あり。
1896	39.5 144.0	8.5	三陸沖／「明治三陸地震津波」、震害はなし。津波により県内の死者3,452人、流出戸数4,000戸余。
1897	38.1 141.9	7.4	仙台沖／岩手、山形、宮城、福島で小規模の被害。一ノ関で家屋破損が72戸。
1900	38.7 141.7	7.0	宮城県北部／遠田郡で最も激しく、県全体で死傷者17人、家屋全壊44戸、半壊48戸、破損1,474戸。
1933	39.2 144.5	8.1	三陸沖／「三陸地震津波」、震害は少なかった。津波が太平洋沿岸を襲い、三陸沿岸で被害は甚大。津波により県内の死者307人、流出戸数950戸。
1936	38.2 142.1	7.5	金華山沖／福島、宮城両県で非住家全壊3戸、その他小被害もあった。
1960 5.23	38.2S 72.6W	8.5	チリ沖／「チリ地震津波」、津波が日本各地に襲来。津波により県内の死者54人、流出戸数306戸。
1962 4.30	38.7 141.1	6.5	宮城県北部／「宮城県北部地震」、築館、石越、小牛田付近径40kmの範囲に被害が集中した。死者3人、住家全壊340戸、半壊1,114戸。橋梁、道路、鉄道の被害が多かった。
1978 6.12	38.2 142.2	7.4	宮城県沖／「1978年宮城県沖地震」、県内の死者27人、負傷者10,962人、住宅の被害で全壊1,377戸、半壊6、

			123 戸、特にブロック塀の倒壊による被害が多かった。
2003 5.26	38.8 141.7	7.1	宮城県沖／深さ約 70km のスラブ内地震、震央の位置から三陸南地震とも呼ばれる。負傷者 174 人、住家全壊 2、半壊 21、深いため次の地震に比べ被害は小規模。
2003 7.26	38.4 141.2	6.4	宮城県北部／陸域の逆断層型地殻内地震。同日に大きな前震 M5.6 と余震 M5.5 も起こって 連続地震 と呼ばれた。M6 級だが浅く、震源域に局所的に大きな被害が出た。負傷者 667 人、住家全壊 1,276、半壊 3,809。3 ヶ所で計測震度 6 強を記録した。
2005 8.16	38.2 142.3	7.2	宮城県沖／日本海溝やや陸寄りの逆断層型プレート境界地震。1978 年の宮城県沖地震震源域の南半分で発生。負傷者 100 人、全壊 1、最大震度 6 弱（川崎町）東北地方太平洋沖で最大 13cm の津波（石巻市）
2008 6.14	39.0 140.9	7.2	岩手県内陸南部／「 岩手・宮城内陸地震 」岩手・宮城県境付近の山間地での逆断層型地殻内地震（深さ 8 km）。死者 17 人行方不明者 6 人、負傷者 426 人、住家全壊 30、住家半壊 146（2016. 6 現在）、最大震度 6 強、4000 ガル以上の加速度などを観測。建物被害よりも地すべりなどの斜面災害が目立った。
2011 3.11	38.1 142.9	9.0	三陸沖／「 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） 」日本海溝沿いの沈み込み帯の大部分、三陸沖中部から茨城県沖までのプレート境界を震源域とする逆断層型超巨大地震（深さ 24km）3 月 9 日に M7.3 の前震、震源域内や付近の余震・誘発地震は M7.0 以上が 6 回、M6.0 以上が 97 回、死者 18,958 人、行方不明者 2,655 人、負傷者 6,219 人、住家全壊 127,291、住家半壊 272,810（余震・誘発地震を一部含む。2014 年 3 月現在）、死者の 90%以上が水死で、原発事故を含む被害の多くは巨大地震によるもの。最大震度 7（栗原市）、震度 6 強を県内 13 市町村で観測
2011 4.7	38.2 142.9	7.2	宮城県沖／東北地方太平洋沖地震の震源域内の地震だが、太平洋プレートの逆断層型スラブ内地震（深さ 66Km）、死者 4 人、負傷者 296 人、住家全壊 36 以上、住家半壊 27 以上（消防庁、宮城県による：2014 年 3 月現在）最大震度 6 強（仙台市・栗原市）震度 6 弱を県内 15 市町村で観測
2011 4.11	36.9 140.7	7.0	福島県浜通り／東北地方太平洋沖地震の周辺誘発地震で正断層型地殻内地震（深さ 6km）、井戸沢断層の近傍で地表地震断層が現れた。死者 4 人、負傷者 10 人（2013 年 3 月現在）最大震度は 6 弱（福島県、茨城県の 4 市町村）
2012 12.7	38.0 143.9	7.3	三陸沖／東北地方太平洋沖地震の周辺、日本海溝付近の正断層型地震（深さ 49km）、死者 1 人、負傷者 15 人、最大震度 5 弱（宮城県内他 99 市町村）

出典：理科年表 2020（令和 2 年）、新編日本被害地震総覧

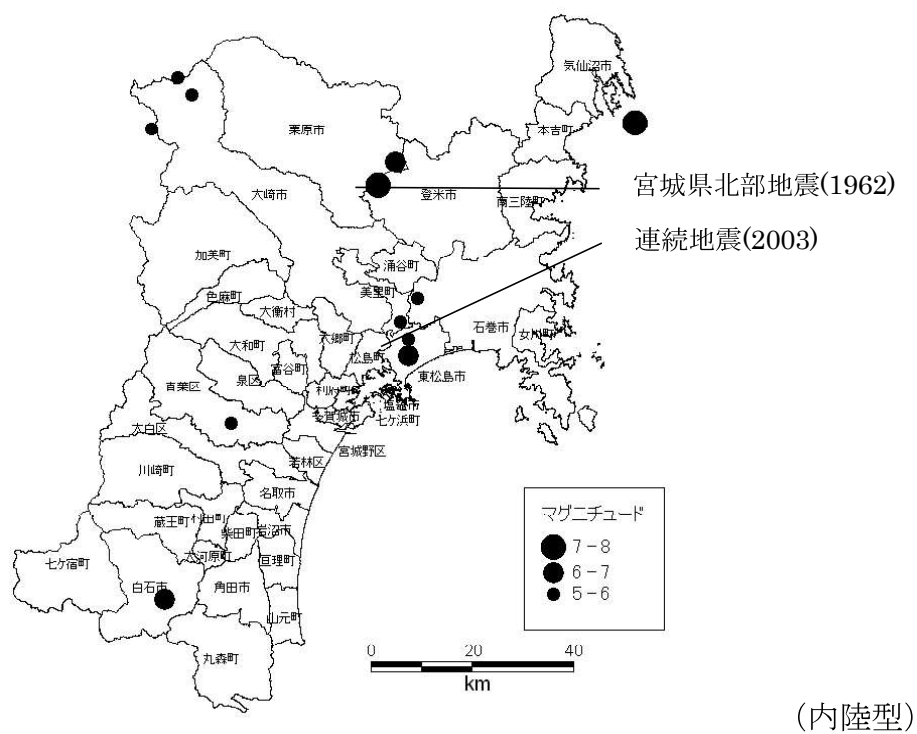
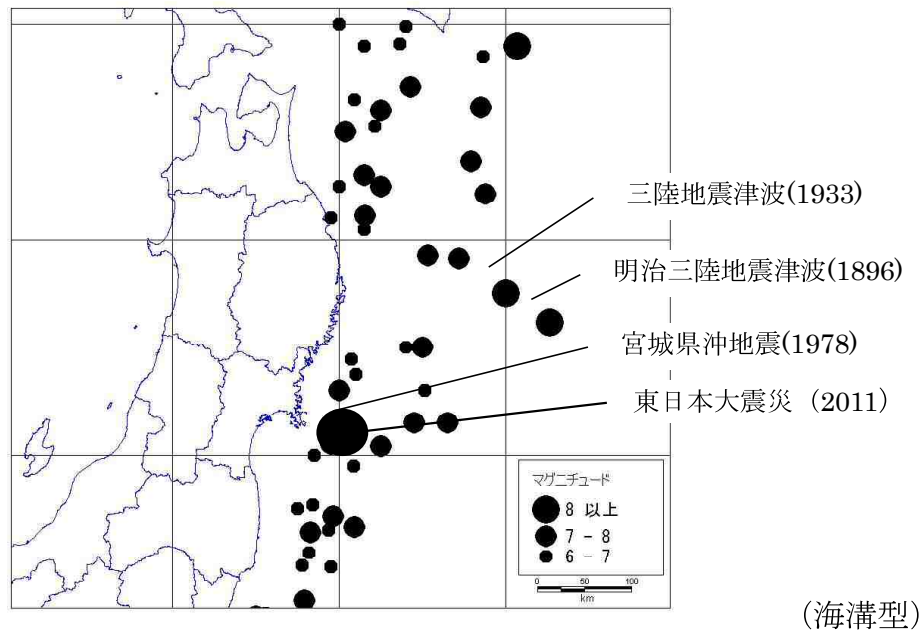


図1 過去（1895年以降）の主な地震の震源

②宮城県沖地震の長期評価

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「推進本部」という。）では、これまでに海溝型地震の長期評価を行ってきており、日本海溝沿いの地震活動について

では、「宮城県沖地震の長期評価」（平成 12 年公表）、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」（平成 14 年公表）を公表したほか、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を受け、平成 23 年 11 月に「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）」（以下「第二版」という。）を公表したが、平成 23 年 11 月の改定は東北地方太平洋沖地震の直後であり、同地震やその影響に関する調査研究はその途上にあつたため、暫定的な評価であつた。

その後の平成 31 年 2 月、東北地方太平洋沖地震から約 8 年が経過し、震源域や沿岸域における調査研究が大きく進展したことに伴い新たな長期評価手法の検討途上ではあるが、新たに得られた知見を取り入れることで第二版を改訂し、「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」として公表された。

評価対象領域は図 2、評価対象地震は表 2 のとおりである。

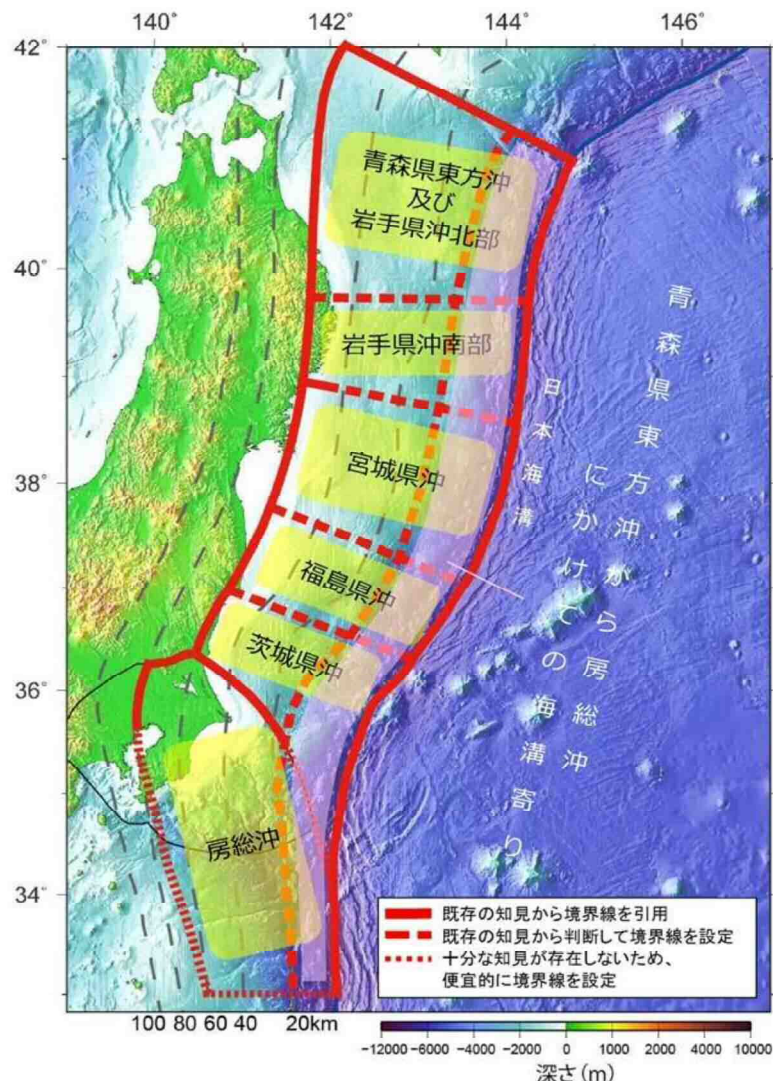


図 2 プレート間地震の評価対象領域（赤枠）

「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」（平成 31 年 2 月，地震調査研究推進本部地震調査委員会）より

表 2 評価対象地震

	評価対象地震	定 義
プレート間地震	プレート間巨大地震※ ¹	おおむねM（マグニチュード）8を超えるプレート間地震。
	連動型の地震	プレート間巨大地震の中で、複数の領域に震源域がまたがるもの。
	超巨大地震（東北地方太平洋沖型）※ ²	東北地方太平洋沖地震のような低頻度で発生するM9クラスの超巨大なプレート間地震。
	ひとまわり小さいプレート間地震	プレート間巨大地震よりも規模が小さいM7.0以上のプレート間地震。
	宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）	評価対象領域の中では、対象規模の地震の発生が確認されていない領域がある。 また、宮城県沖の陸寄りの領域では、ひとまわり小さいプレート間地震が東北地方太平洋沖地震の発生前まで繰り返し発生していて、それらは「宮城県沖地震」として知られている。
プレート内地震	青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄りのプレート間地震（津波地震等）	プレート境界の浅部が破壊し、揺れは小さいが大きな津波をもたらす地震（以下、津波地震※ ³ と呼ぶ）。 また、津波地震ではなくとも、プレート間地震で深部と浅部が同時に破壊し、津波を伴う場合がある（そのような地震として東北地方太平洋沖地震が挙げられる）。
	沈み込んだプレート内の地震※ ⁴	青森県東方沖から房総沖にかけての深さ約100km以浅の沈み込んだプレート内で発生する地震。
	海溝軸外側の地震※ ⁵	太平洋プレートの沈み込みに伴って、海溝軸よりも沖合の太平洋プレートの内部が破壊することによって発生する地震。

「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」（平成31年2月，地震調査研究推進本部地震調査委員会）より

※1 「巨大地震」の明確な定義はない。

※2 超巨大地震の表現は地震調査研究推進本部の「新たな地震調査研究の推進について（平成21年4月21日公表，平成24年9月6日改訂）」に従った。

※3 「津波地震」は地震学の用語（Kanamori, 1972）であり，津波地震のみが津波を発生させる訳ではなく，全ての評価対象地震について津波が発生する可能性がある。

※4 地震学では一般にスラブ内地震と呼ばれる。

※5 地震学では一般にアウターライズ地震と呼ばれる。

また，推進本部は，主要な活断層や海溝型地震の長期評価を随時公表しており，平成31年(2019年)1月1日を基準日として算定された地震の発生確率値を公表していたが（平成31年2月26日公表），その後に再計算を実施し，令和2年1月1日を基準日とした長期評価による地震発生確率値に更新された。（表3）

表3 海溝型地震の長期評価の概要（基準日 令和3年（2021年）1月1日）※1

領域または地震名			長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔			
				10 年 以内	30 年 以内	50 年 以内	最新発生時期			
日本海溝沿いの地震	プレート間地震	超巨大地震 (東北地方太平洋沖型)		9.0 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	550 年～600 年 程度		
								9.8 年前		
		宮城県沖〔領域〕		7.9 程度	9%	20%程度	40%程度	109.0 年		
								—		
		プレート間地震	ひとまわり小さい	宮城県沖 〔領域〕		7.0～7.5 程度	50%程度	90%程度	90%程度 以上	12.6～14.7 年
										—
	プレート間地震	ひとまわり小さい	宮城県沖の陸 寄りの地震(宮 城県沖地震)		7.4 前後	ほぼ 0% ～ 0.4%	60%～ 70%	90%程度 以上	38.0 年	
									9.8 年前	
プレート内地震	プレート間地震	海溝寄りのプレート間 地震 (津波地震等)		Mt8.6～9.0※ ²	9%	30%程度	40%程度	102.8 年		
								—		
								—		
プレート内地震	プレート内地震	沈み込んだプレート内 の地震		7.0～7.5 程度	30%～ 40%	60%～ 70%	80%～ 90%	22.0 年～ 29.4 年		
								—		
								海溝軸外側の地震	8.2 前後	2%
								—		

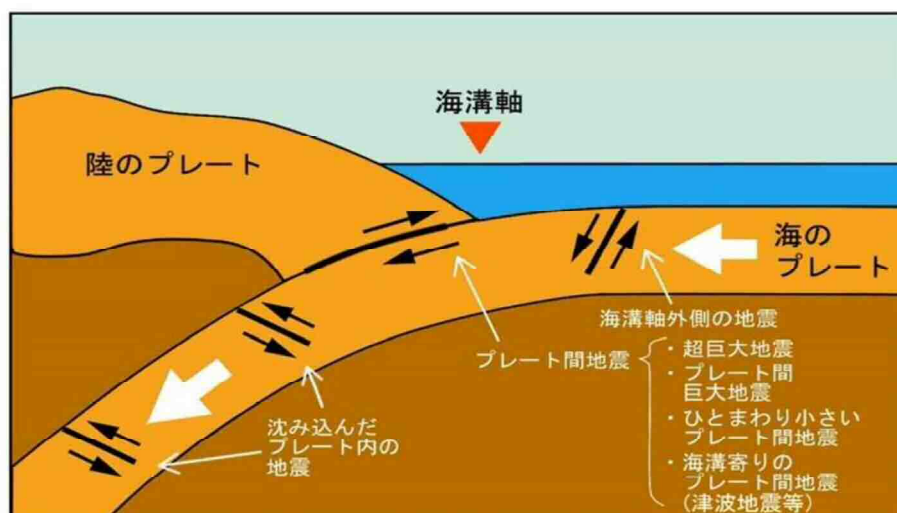
「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（令和3年1月13日，地震調査研究推進本部地震調査委員会）より

※1 宮城県に関連する長期評価の抜粋である。

※2 Mtは津波マグニチュード（津波の高さの空間分布を使って算出する地震の大きさの指標）を示す。

ただし，前述の「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」（平成31年2月，地震調査研究推進本部地震調査委員会）では，宮城県沖のプレート間巨大地震，宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震については，東北地方太平洋沖地震の余効すべり※による応力変化の影響で，宮城県沖の陸寄りの部分では東北地方太平洋沖地震以前の平均的な状況と比べて地震が発生しやすくなったと考えられるため，地震発生確率はより高い可能性があるとしているほか，宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）においては，地震発生確率はより高い可能性があるとともに，震源域が陸寄りに特定されているため，1987年宮城県沖地震のように大きな被害を引き起こす可能性があることに留意が必要であるとされている。

※地震後に地震断層が揺れを起こさず，ゆっくりとすべる現象



黒矢印は断層運動の例で、地震のメカニズムによって方向は変わる。白矢印はプレートの沈み込む方向を示す。



図3 評価対象地震と規模の概念図

「日本海溝沿いの地震活動の長期評価 概要資料」(平成31年2月26日、地震調査研究推進本部事務局)より

③活断層帯の長期評価

政府の推進本部では、海溝型地震と同様に、活断層で起きる地震についても長期評価結果を公表している。

宮城県には3つの主要活断層帯があり、それぞれの断層帯全体が1つの区間として活動する場合の地震規模及び発生する長期確率は表4に示すとおりである。

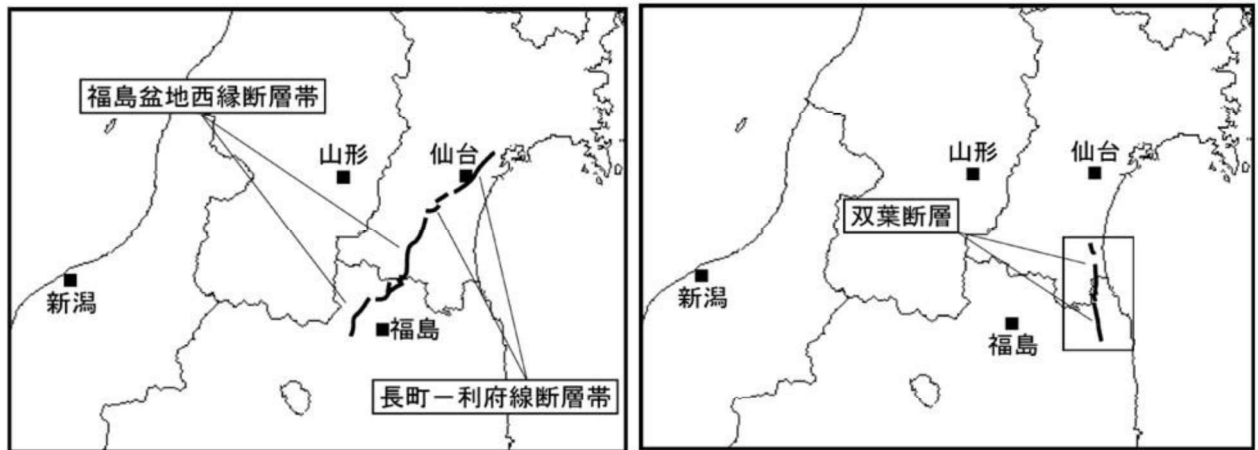


図4 長町ー利府線断層帯・福島盆地西縁断層帯・双葉断層の概略位置図

表4 主要活断層帯の長期評価の概要（基準日 令和2年（2020年）1月1日）

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔
		30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新発生時期
長町ー利府線断層帯※ ¹	7.0～7.5程度	1%以下	2%以下	3%以下	3,000年程度以上 約16,000年前以後
福島盆地西縁断層帯	7.8程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,000年程度 約2,200年前-3世紀
双葉断層※ ²	6.8-7.5程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,000年-12,000年程度 約2400年前-2世紀

「主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和2年（2020年）1月1日）＜都道府県別＞」より

※¹ 長町ー利府線断層帯は、新活動時期が約16000年前以後と求められているが、平均活動間隔3000年に対して十分に絞り込まれていない。このため、地震発生確率の計算に際しては、ポアソン過程を用いた。

※² 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴い、双葉断層では、地震発生確率が表の値より高くなっている可能性がある。

(2) 宮城県沖地震等の被害想定

①第三次地震被害想定調査の前提条件等

宮城県では、地震被害想定調査をこれまで2度（昭和59～61年度（第一次）、平成7～8年（第二次））行ってきたが、政府の推進本部の評価における新しい知見や第二次調査後の社会的条件の変化を踏まえて、よりの確な地震防災対策を施行していくために、第三次の地震被害想定調査を実施し、平成16年3月に調査結果を公表した。

その後、平成22年度及び23年度の2か年度の計画で新たな宮城県防災会議地震対策等専門部会を設置し、第四次の地震被害想定調査に着手し、地震動・液状化の予測、

津波の予測は実施したものの、平成 23 年度に予定していた調査のための基礎資料（ライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本）の対象が東日本大震災の被害により毀損したことから、これらに基づく被害想定調査を行うことができなくなったため、第四次の調査は被害想定まで行わない中間報告をもって完了となった。

このため、本計画における宮城県沖地震等の被害想定については、宮城県沖地震の長期評価が再評価され、被害想定調査が実施されるまでは、東日本大震災前のデータを用いることとし、以下の記述（P10～16）は、平成 28 年 3 月版と同じとした。

地震の揺れにおける想定地震は、推進本部で発表された宮城県沖地震の単独と連動、そして仙台市直下に位置する長町ー利府線断層帯の地震を対象とした。

地震動および液状化の予測では、第二次調査以降の新たなデータをできる限り収集して地盤モデルや震源モデルの見直しを行い、最新の手法によって予測を行った。被害想定においても最新のデータを用い、現時点で最善と考えられる方法を用いて予測を行っている。（図 5、図 6、図 7）

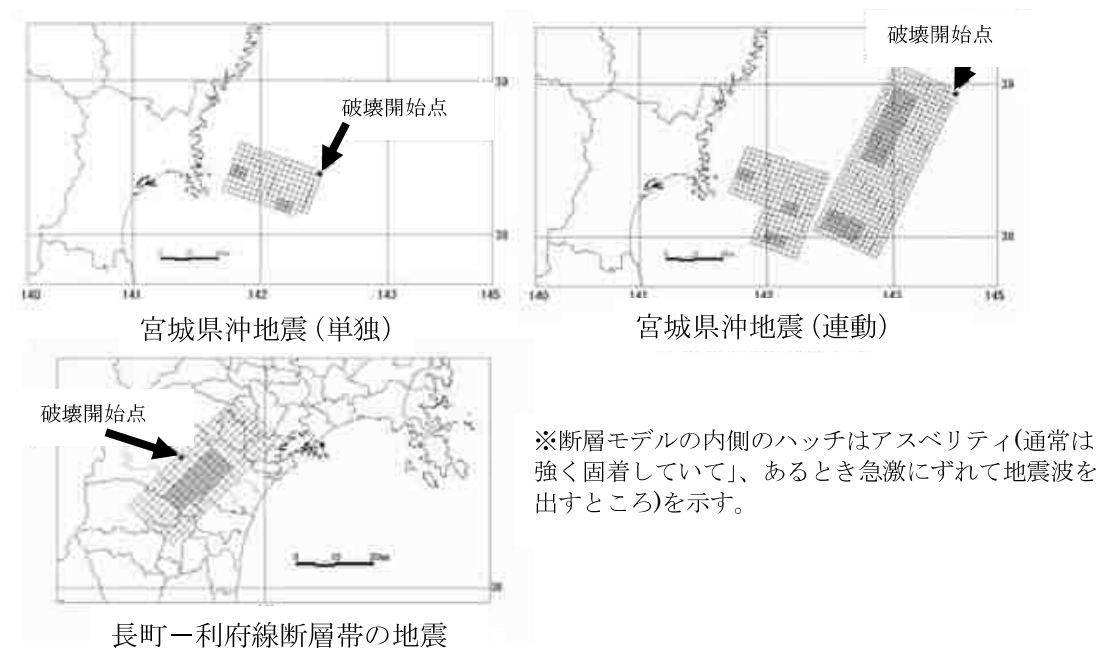
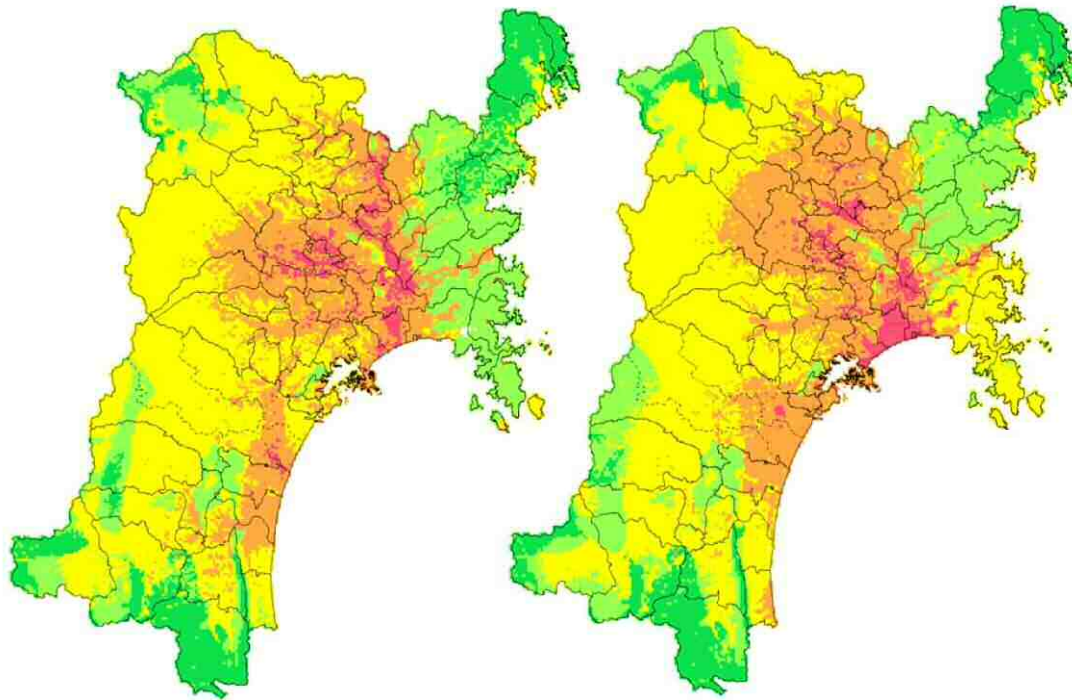


図 5 断層位置図

宮城県沖地震（単独）

宮城県沖地震（連動）



長町利府線断層帯

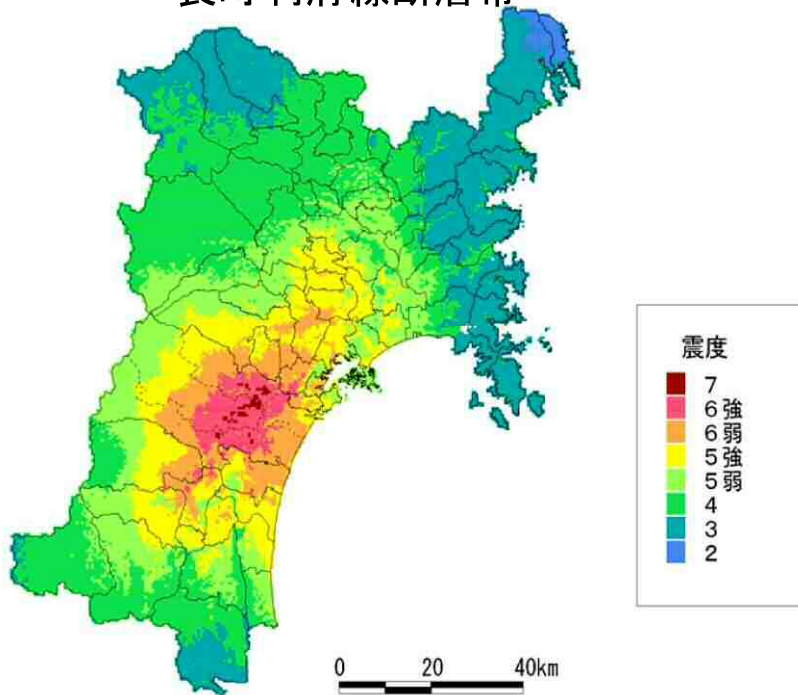
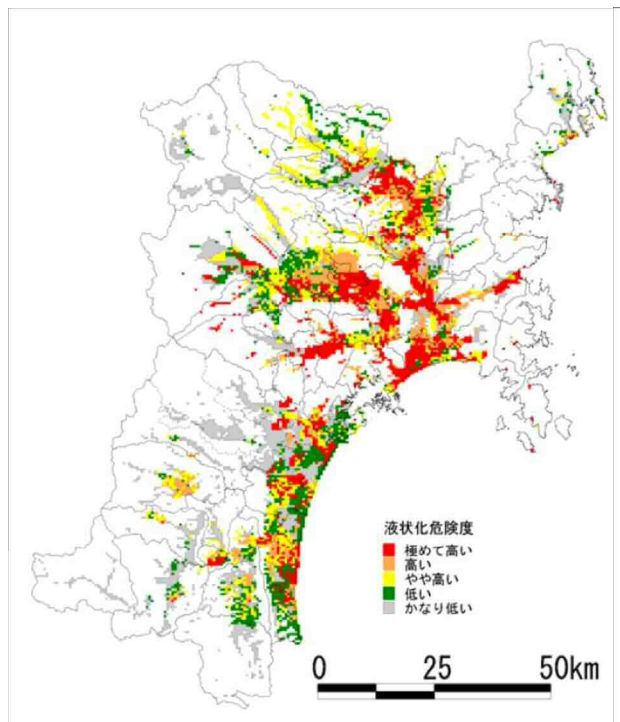
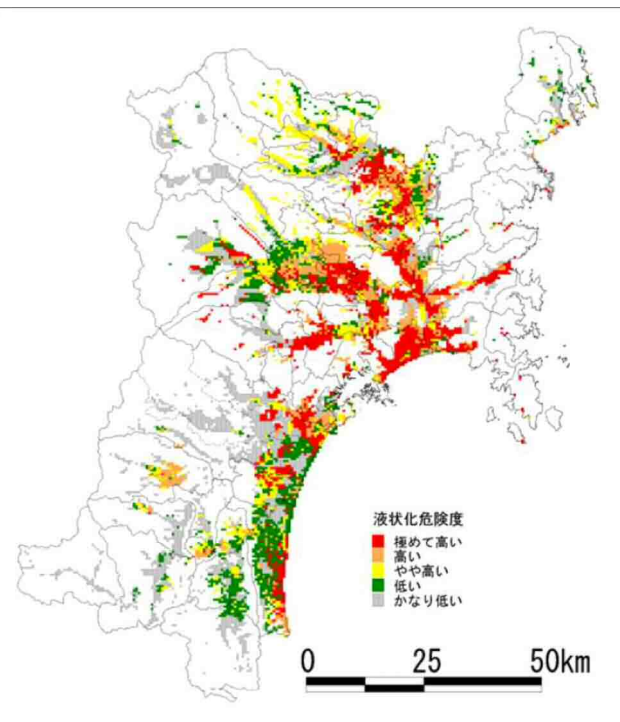


図6 予想震度分布

宮城県沖地震(単独)



宮城県沖地震(連動)



長町-利府線断層帯

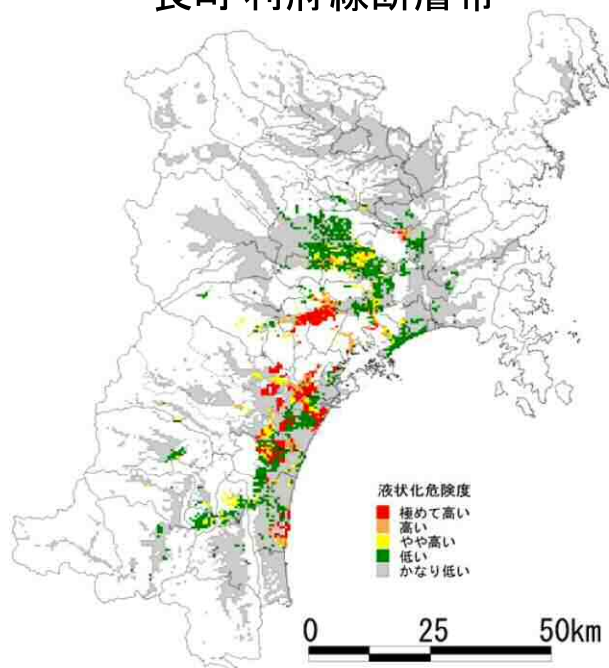


図 7 液化化危険度判定結果

②建築物被害の予測結果

本町に関する地震被害想定調査結果の概要は、表 5 のとおりである。

表 5 地震被害想定調査結果の概要

項目 \ 想定地震			①宮城県沖地震 (単独) (海洋型)	②宮城県沖地震 (連動) (海洋型)	③長町ー利府線断層帯 (内陸直下)
予想震度 (町域での平均)			5.38 (震度5強)	5.16 (震度5強)	5.13 (震度5強)
液状化危険度(危険度の高い箇所の占める面積率)			約22.1%	約2.2%	約0.0%
主な想定被害の結果	建築物(揺れ+液状化)	全壊・大破棟数	101	14	0
		半壊・中破棟数	252	33	2
	火災(冬夕18時)	炎上出火数	1	0	0
		焼失棟数	3	0	0
	人的(冬夕18時)	死者数	0	0	0
		負傷者数	7	1	0
		短期避難者数	637	102	11

このうち、建築物被害の揺れと液状化による予測結果について、揺れと液状化による全建築物の全壊数分布図を図 8、半壊数分布図を図 9 に示した。

被害の分布としては、町東部の低平地を中心として半壊にいたる被害が広く発生する傾向が認められる。また、本町内で、震度が最も大きくなることが想定される宮城県沖地震 (単独) の場合、木造建物の揺れによる全半壊被害の多発が懸念される (表 6)。

表 6 本町の被害想定（第三次宮城県被害想定調査による）

項目	被害項目	宮城県沖地震 (単独)		宮城県沖地震 (連動)		長町-利府線断層帯	
		棟数	率(%)	棟数	率(%)	棟数	率(%)
木造 建物	揺れによる全壊	0	0.00	0	0.00	11	0.15
	揺れによる半壊	55	0.55	5	0.05	97	1.33
	液状化による全壊	87	0.87	12	0.12	1	0.01
	液状化による半壊	172	1.72	25	0.25	1	0.01
	揺れ+液状化による 全壊	87	0.87	12	0.12	12	0.16
	揺れ+液状化による 半壊	228	2.28	30	0.30	98	1.35
鉄筋 コン クリ ート 造建 物	揺れによる全壊	0	0.01	0	0.00	0	0.00
	揺れによる半壊	1	0.16	0	0.05	0	0.05
	液状化による全壊	3	0.88	0	0.09	0	0.00
	液状化による半壊	6	1.83	1	0.19	0	0.00
	揺れ+液状化による 全壊	3	0.89	0	0.09	0	0.00
	揺れ+液状化による 半壊	6	1.99	1	0.24	0	0.05
鉄骨 造建 物	揺れによる全壊	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	揺れによる半壊	0	0.00	0	0.00	0	0.05
	液状化による全壊	11	0.95	1	0.10	0	0.00
	液状化による半壊	18	1.51	2	0.16	0	0.00
	揺れ+液状化による 全壊	11	0.95	1	0.10	0	0.00
	揺れ+液状化による 半壊	18	1.51	2	0.16	0	0.05

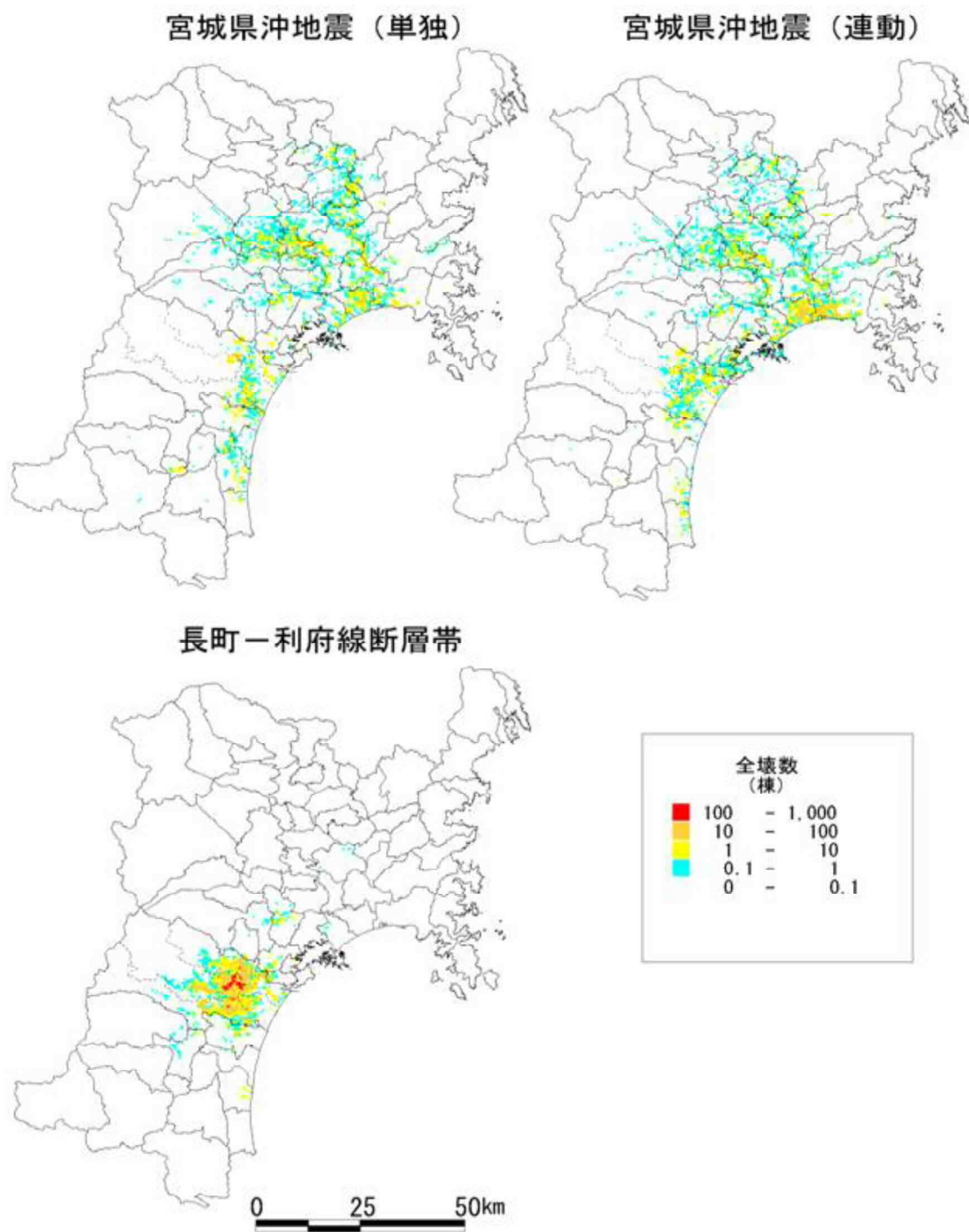


図8 揺れと液状化による全建築物の全壊数分布図

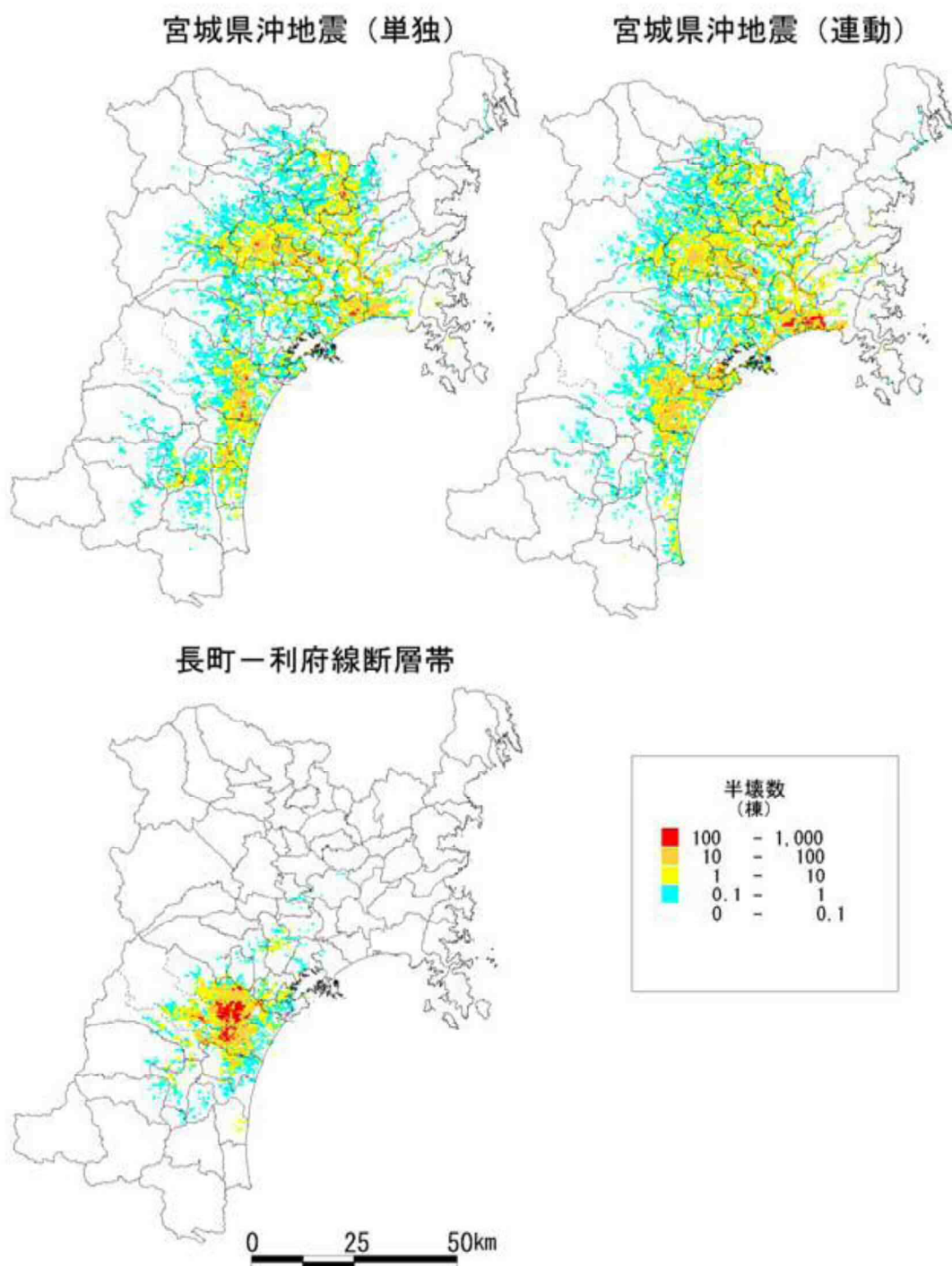


図9 揺れと液状化による全建築物の半壊数分布図

(3) 住宅・建築ストックの耐震化の現状

①住宅及び建築物のストック数

本町の構造別建築物件数は表 7 の通りであって、棟数ベースでは木造建築物が 85.6%を占める。

表 7 構造別建築物棟数一覧表（単位：棟）

	木造	非木造	全建築物
大河原町	12,124 (85.6%)	2,041 (14.4%)	14,165 (100%)

資料：税務課「固定資産概要調書」（令和 2 年 1 月）

また、令和 2 年固定資産概要調書によれば、木造住宅戸数は 9,698 戸で、その時期別、構造別の内訳は表 8 のとおりである。建築時期別にみると、建築基準法に定める新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）より前に建設された住宅が 2,579 戸で全体の約 4 分の 1（26.6%）である。

表 8 建築時期別・構造別住宅数（単位：戸）

建築時期	昭和 45 年前～55 年 (a) (a/c)	昭和 56 年以降 (b) (b/c)	合計 (c) (c/d)
木造（比率）	2,427 (25.0%)	6,658 (68.7%)	9,085 (93.7%)
非木造（比率）	152 (1.6%)	461 (4.7%)	613 (6.3%)
合計（比率）	2,579 (26.6%)	7,119 (73.4%)	(d) 9,698 (100%)

資料：税務課「固定資産概要調書」（令和 2 年 1 月）

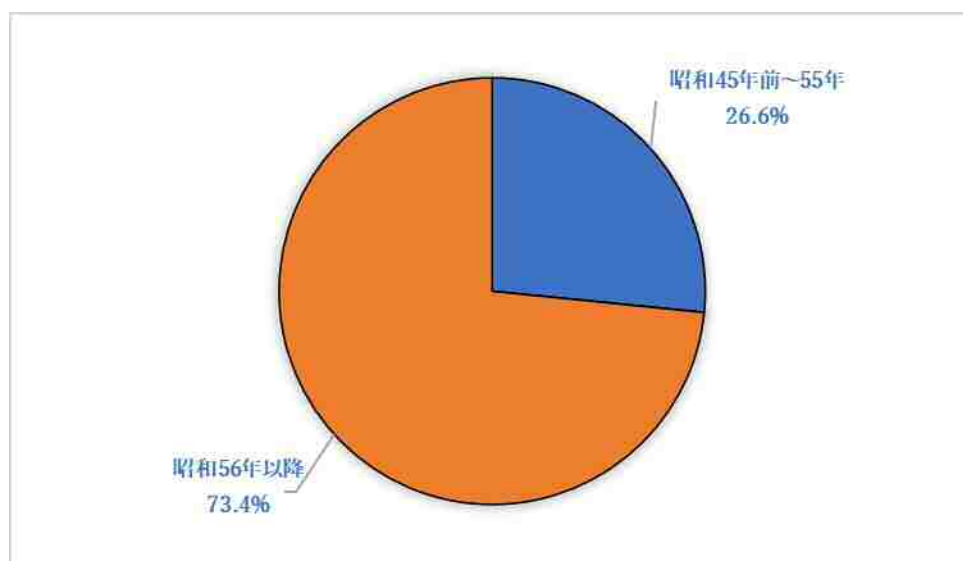


図 10 建築時期別住宅数（戸）

②住宅の耐震化の状況

住宅の耐震化の状況について、令和2年1月固定資産概要調書（税務課）をもとに国土交通省と同様な方法を参考に推計した結果は、表9のとおりである。

本町の住宅総数約9,698戸のうち、耐震化を満たしていると推計される住宅は約7,839戸あり、耐震化率は80.8%となっている。一方、耐震化が不十分なものは約1,859戸（19.2%）と推計しており、その内訳は、木造住宅約1,790戸、共同住宅等約69戸である。

表9 住宅の耐震化の状況

		大河原町	
全数	うち	木造	9,698 戸 (100%)
		耐震化を満たすと推計（全体に対する割合：%）	7,839 戸 (80.8%)
	うち	木造	7,295 戸
		耐震化不十分と推計（全数に対する割合：%）	1,859 戸 (19.2%)
	うち	木造	1,790 戸

資料：税務課「固定資産概要調書」（令和2年1月）

③町有の防災上重要な建築物の耐震化状況

町有の建築物のうち、防災上重要な建築物の耐震化の現況は、表10のとおりである。建築物については、建築物が持つ機能、性質から「防災対策施設」、「避難施設等」、「社会福祉施設等」、「不特定多数人員収容施設」、「特定多数人員収容施設」の各用途に分類している。

耐震化済みとしたものは、旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強不要と診断されたもの、同じく旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強必要と診断されたもののうち補強を行ったもの及び昭和56年6月以降に建築された建築物などの合計である。

町有の防災上重要な建築物15施設については、耐震化が100%達成されている。

表 10 町有の防災上重要な建築物の耐震化の状況

		非耐震化数 A	耐震化済数 B	合 計 C=A+B	耐震化率 B/C
防災対策施設	役場等	0	1	1	100%
避難施設等	学校、体育館、公民館等	0	14	14	100%
社会福祉施設等	保育所等	0	0	0	---
不特定多数人員 収容施設	駐車場、多目的施設等	0	0	0	---
特定多数人員収 容施設	町営住宅等	0	0	0	---
合 計		0	15	15	100%

(単位：施設数、令和3年2月末現在)

④多数の者が利用する町有の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、庁舎、学校、病院・診療所、社会福祉施設、劇場・集会場、店舗、ホテル・旅館、事務所、共同賃貸住宅など多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）を規定している。

町有建築物のうち特定建築物に該当する20施設の耐震化済みの建築物は20施設となっており、耐震化済みの建築物を対象建築物で除した耐震化率は100%である。(表11)

表 11 町有の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況

		非耐震化数 A	耐 震 化 済 数 B	合 計 C=A+B	耐震化率 B/C
防災対策施設	役場等	0	1	1	100%
避難施設等	学校、体育館、公民館等	0	11	11	100%
社会福祉施設等	保育所等	0	0	0	---
不特定多数人員 収容施設	駐車場、多目的施設等	0	1	1	100%
特定多数人員収 容施設	町営住宅等	0	7	7	100%
合 計		0	20	20	100%

(単位：施設数、令和3年2月末現在)

(4) 本町に最も影響のある地震

県は、地震被害想定において海溝型地震として宮城県沖地震（単独型）、宮城県沖地震（連動型）及び内陸の活断層による地震として長町―利府線断層帯による地震を想定していることは、上で触れたとおりである。これらに加え、本町の直下においても宮城県北部連続地震のような直下の地震があった場合を想定することとし、その最大と考えられる「どこでも起こりうる直下の地震（マグニチュード6.9）」の影響を考慮することとする。

この4つの地震を比較した場合、本町において、最も大きな震度が予測され、従って最も多大の建物被害をもたらす可能性が高い場合は、「どこでも起こりうる直下の地震」の場合となる（図11）。

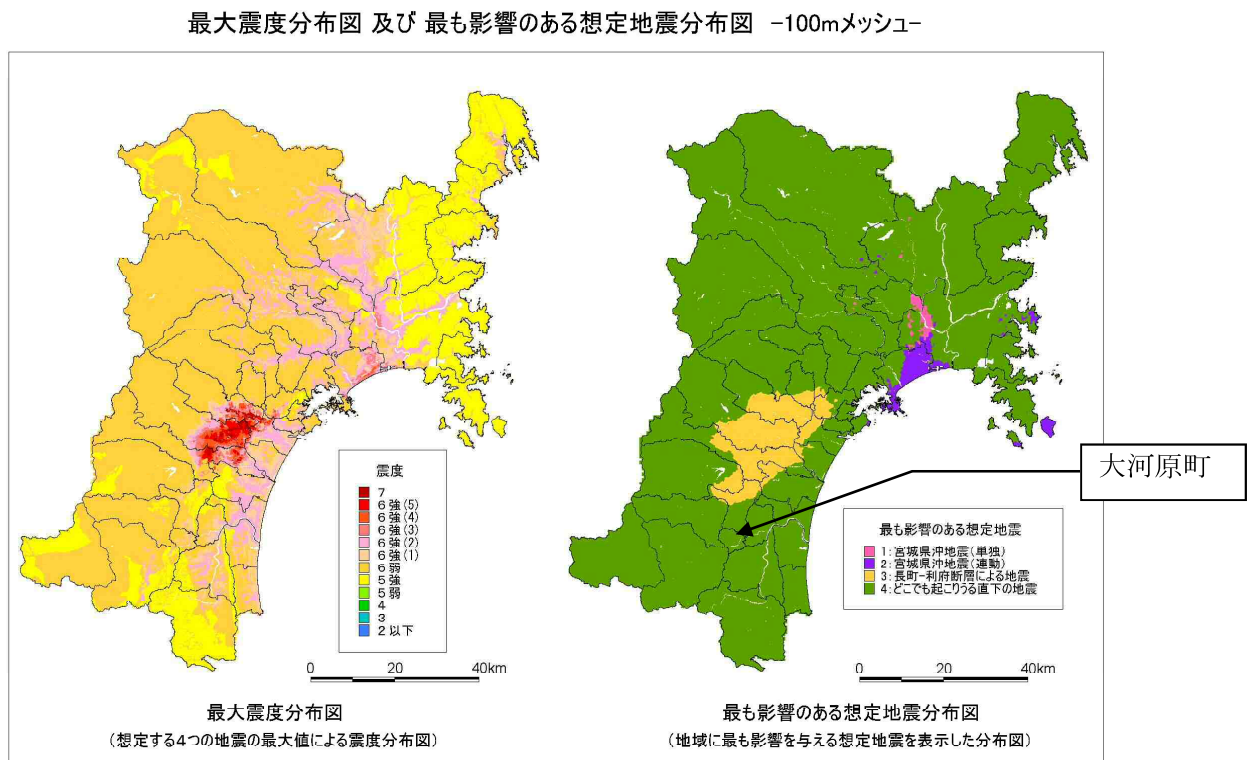


図11 大河原町に最も影響のある地震

（宮城県建築物等地震対策推進協議会「市町村地震防災マップ活用検討ワーキング・グループ」資料による）

(5) 計画策定の必要性

昭和53（1978）年宮城県沖地震は地震発生が午後5時14分であったこともあり、県内の死者27人のうち家屋の倒壊など屋内で死亡した者は8人に止まった。しかし

ながら、平成 7（1995）年 1 月の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では、地震により 6,400 人余の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。これは、この地震がほとんどの住民が就寝していた午前 5 時 46 分に発生したことが強く影響しているとされている。同地震による建築物の被害状況についての多くの調査・分析によると、昭和 56（1981）年 6 月以前、いわゆる新耐震設計基準の施行以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかとなった。これらを踏まえて、耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成 7 年 12 月に耐震改修促進法が施行された。

住宅・建築物の耐震改修について、国は、改正耐震改修促進法（平成 17（2005）年 11 月）を定め、平成 18（2006）年 1 月に基本的な方針を定め、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 27（2015）年までに少なくとも 9 割とすることを目標として設定するとともに、各都道府県並びに市町村に対し耐震改修促進計画の策定を求めた。

宮城県では、推進本部から平成 12（2000）年 11 月に「宮城県沖地震の長期評価」が公表され、平成 19（2007）年 1 月に「活断層及び海溝型地震の長期評価結果」が評価される等、既存建築物の耐震診断・耐震改修の必要性、緊急性がより明確となったことから、地域防災計画を上位計画とする「宮城県耐震改修促進計画」を平成 19（2007）年 5 月に策定し、耐震化の推進に向けて取り組んできた。

このような状況の中、平成 23（2011）年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）により発生した大津波は、人知を超えた猛威をふるい、県内で死者 1 万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた未曾有の大震災であった。各種被害調査や事業実績などから、これまでの耐震化への取り組みは一定の効果があったものといえる。

また、平成 25 年 5 月に耐震改修促進法の一部が改正され、住宅及び多数の物が利用する建築物の耐震化率を平成 32 年度までに 95%とする目標を定め耐震化の促進をはかってきた。

その後、平成 30（2018）年 6 月の大阪府北部地震を震源とする地震においてブロック塀に被害が生じたこと等を踏まえ、平成 31（2019）年 1 月に耐震改修促進法の施行令、施行規則、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一

部が改正された。

本町でもこれらの背景を踏まえて、本計画の計画期間を令和2年度（平成32年度）から令和7年度まで延長し、目標や施策の見直しを行う。

2 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、町、県及び建築関係団体等が連携して、既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的とする。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、法第5条第1項の規定に基づき策定するものであり、「大河原町地域防災計画（震災対策編）」を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示す計画として位置づける。

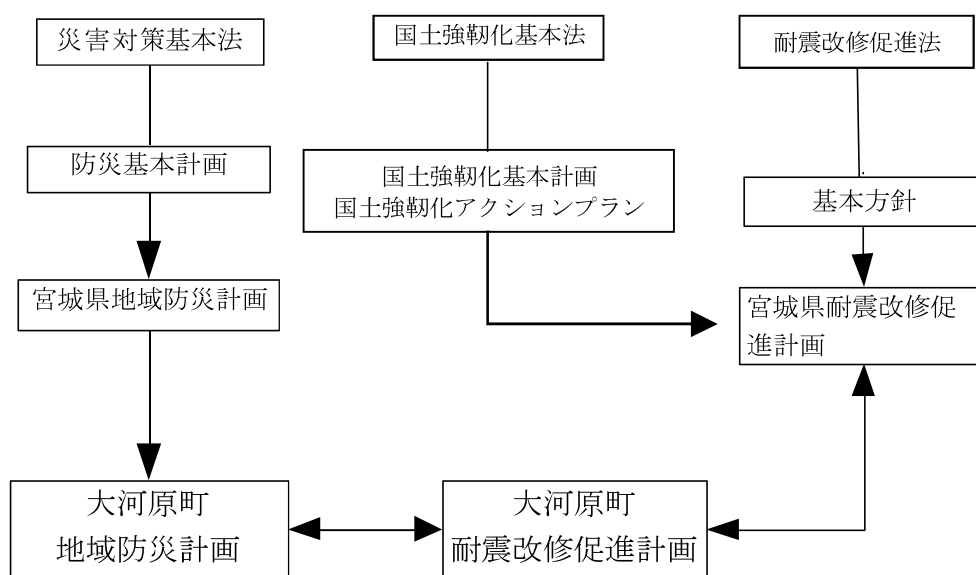


図 12 耐震改修促進計画の位置づけ

(2) 計画期間

計画期間は、令和7（2025）年度まで延長することとする。

なお、必要に応じて本計画を見直すものとする。

4 基本方針・計画の目標

(1) 基本方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。本町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、また、地震による災害発生を減少（減災化）を図るための啓発活動などを通じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取り組み方針とする。

(2) 主体別役割

建築物の所有者又は管理者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建築物の防災対策上の原則である。特に、災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者等にあると考えられる。

このような基本的認識に基づき、町、建築関係団体及び建築物所有者等は、既存建築物の耐震診断・改修の促進のため、以下の事項の実施に取り組むこととする。

①町

- a 協議会活動への参画と地域に設立される住宅耐震・リフォーム推進隊との連携により、建築物の耐震化の促進を図る。
- b 住民及び町内会等の自主防災組織に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- c 対象木造戸建住宅の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握を進める。
- d 町有建築物の耐震改修を計画的に実施する。
- e 耐震診断・耐震改修に係る助成事業を実施する。

②建築関係団体

- a 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設ける。
- b 協議会活動への参画と町と連携した住宅耐震・リフォーム推進隊の活動によ

り、建築物の耐震化の促進を図る。

- c 耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに、当該講習会の受講者の活用促進を図る。

③建築物所有者等

- a 建築物（住宅を含む）の所有者又は管理者は、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

④町内会等の自主防災組織

- a 地域内の防災の向上を目的とし、町及び住宅耐震・リフォーム推進隊等と協力し、地域内等の耐震化が促進されるよう努める。

(3) 対象地域・対象建築物

①対象地域

町内全域を対象とする。

優先的に耐震診断・耐震改修の促進に努める地域は、ハザードマップにおいて建物被害が大きいと想定される地域とし、特に軟弱地盤地域、人口密集地区及び避難場所・避難道路・緊急輸送道路（図 13）に沿った地区とする。

②対象建築物

建築物の用途、規模、構造及び建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震改修等を行う必要のある建築物は、以下のとおりとする。

a 住宅

原則として、いわゆる新耐震設計基準の施行日（昭和 56 年 6 月 1 日）より前に建築確認を得て建築された住宅を対象とする。

b 町有の特定建築物及び防災上重要な建築物

[特定建築物]

- ・多数の者が利用する建築物（学校、集会場、事務所、老人ホーム、町営住宅（共

同住宅に限る。)) 等で一定規模以上のもの

- ・地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物

[その他防災上重要な建築物]

- ・防災拠点となる町有施設
- ・被災時における避難、救護に必要な町有施設
- ・高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する町有施設
- ・その他の町有施設

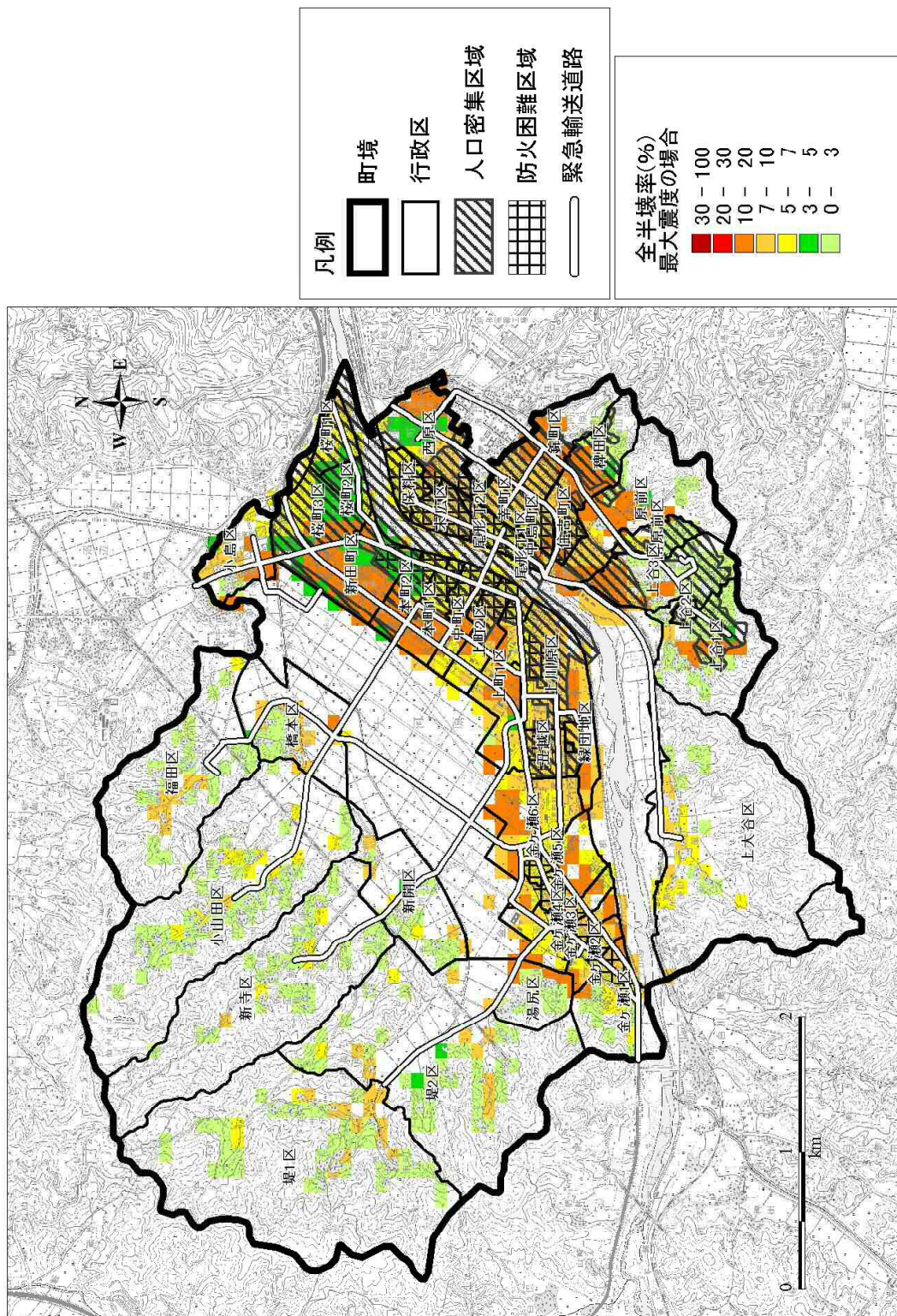


図 13 緊急輸送道路、人口密集地及び避難施設

(4) 耐震化の目標

①住宅

本町の住宅の耐震化の状況は表 12 のとおりである。

耐震化の目標として、「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料（令和 2 年 5 月）」において、「現在設定されている目標を 5 年間スライドさせて設定（令和 7 年 95%、令和 12 年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。」との見解が示されている。

これを鑑み、本町においてもさらなる住宅の耐震化の促進を図るため、令和 7 年度末までに住宅の耐震化率を 95%以上にすることを目標とする。

表 12 住宅の耐震化率の現状と目標

区分	当初計画	前回改定	今回改定
策定・改定年次	平成 20 年 3 月	平成 28 年 3 月	令和 3 年 3 月
目標	90%以上 平成 27 年度末	95%以上 平成 32 年度末	95%以上 令和 7 年度末
現状	63.9% (75%) 平成 15 年 10 月	71.9% (82%) 平成 25 年 10 月	80.8% (87%) 令和 2 年 1 月

注) 平成 15 年・平成 25 年の耐震化率は住宅・土地統計調査、令和 2 年の耐震化率は固定資産概要調書による。

() の値は全国値を表す。

②町有建築物

町有の建築物の地震による被害を最小限に止めるため、防災上重要な拠点施設及び多数の町民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化（耐震診断、建替、耐震改修、除却）を進め、平成 27（2015）年度末までに全施設の耐震化を実施した。

なお、耐震化の進捗状況については、表 14 のとおりである。

表 13 町有建築物の耐震化率の目標

		現況の耐震化率	目標とする耐震化率
		(平成 20 年 2 月末)	(平成 27 年度末)
① 防災対策施設	役場等	100%	100%
② 避難施設等	学校、体育館、公民館等	100%	100%
③ 社会福祉施設等	保育所、福祉施設等	---	---
④不特定多数人員収容施設	駐車場、多目的施設等	50%	100%
⑤特定多数人員収容施設	町営住宅等	86%	100%
合計		90%	100%

表 14 町有建築物の耐震化の進捗状況

	施設名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
④不特定多数人員収容施設	(旧)宮城県立大河原高等技術専門校	耐震一次診断	耐震二次診断		取り壊し
⑤特定多数人員収容施設	栄町住宅	耐震一次診断	耐震二次診断	耐震改修実施設計	耐震改修工事

	施設名	平成 23 年度～平成 27 年度
④不特定多数人員収容施設	(旧)宮城県立大河原高等技術専門校	完了
⑤特定多数人員収容施設	栄町住宅	完了

5 住宅・建築物耐震化の実施計画

(1) 住宅

①普及・啓発

町は、宮城県沖地震、利府一長町断層帯などによる地震による地域毎の予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律・税制、融資制度など地震対策に関する情報を、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、所有者、居住者等に提供する。

特に、宮城県沖地震への対応の緊急性、耐震診断・耐震改修の必要性については、十分に周知する。

②台帳の整備等

町は、対象木造戸建て住宅の所有者、管理者、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定等からなる台帳を整備し、この台帳を基にして耐震診断・耐震改修の進行管理を行う。

③耐震診断の促進

町は、耐震診断の促進を図るため、平成 15（2003）年から、木造在来組立工法による一戸建て住宅を対象に、住宅所有者の求めに応じた耐震診断助成事業を実施している。診断実施実績は、表 15 のとおりとなっている。

町は、町民へ本助成事業に関わる広報を行い、活用促進の呼びかけを継続する。

【促進を図る支援策】

住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震診断）

みやぎ木造住宅耐震診断助成事業

④耐震改修の促進

町は、耐震改修の促進を図るため、木造住宅耐震改修工事助成事業を平成 17（2005）年度より実施している。これまでの助成件数は、表 15 のとおりである。

町は、町民へ本助成事業に関わる広報を行い、活用促進の呼びかけを継続する。

特に住宅・建築物安全ストック形成事業における最大 100 万円交付となる総合 支援メニューや、みやぎ木造住宅耐震改修工事促進促成事業における耐震改修と合わせて実施されるリフォーム工事への助成の活用により、耐震改修の促進を図る。

【促進を図る支援策】

住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修）

みやぎ木造住宅耐震改修促進助成事業

表 15 住宅の耐震診断及び耐震改修工事助成事業の実績（単位：件）

		H15～H27	H28	H29	H30	H31/R 元	R2	合計
耐震診断 実施件数	簡易	20	—	—	—	—	—	20
	精密、一般	97	5	3	3	6	1	115
耐震改修工事实施件数		16	1	—	1	—	—	18

R 2 年度 2 月現在

(2) 町有建築物

①台帳の整備

町は、町有建築物について、管理者、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定、定期報告の内容等からなる台帳を整備し、この台帳を基にして耐震診断・耐震改修の進行管理を行う。

②耐震改修の促進

町は、昭和 56（1981）年以前に建築された町有建築物について、耐震診断及び耐震改修を、表 14 の計画に沿って耐震化を実施した。

(3) 地震時に通行を確保すべき道路

町は、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めるものとする。

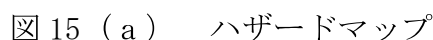
このうち、「宮城県地域防災計画（震災対策編）」及び「大河原町地域防災計画」において選定している緊急輸送道路や通学路等の通行を確保するため、必要に応じて法第 6 条第 3 項第 2 号の規定に基づき沿道の建築物の耐震化を促進すべきものとして指定し、耐震診断及び耐震改修を促進し対象建築物の所有者を支援するように働きかける。

(4) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

県及び町は、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、インターネットによる県土木部総合情報サービスを利用することにより土砂災害の危険箇所等の周知を図るとともに、土砂災害ハザードマップを作成・配布する等による啓発活

6 啓発及び知識の普及に関する施策

町は、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震ハザードマップ」という。）を作成する。この地図は、町のホームページへの掲載、町役場等公共施設での掲示・閲覧、町内会や自主防災活動における防災活動資料としての提供、防災パンフレットへの記載など多様な機会を活用して啓発及び知識の普及を図るために利活用するよう努める。



31

表 16 町の相談窓口

住宅・建築物の耐震診断・改修工事助成に関する こと	大河原町役場地域整備課建築住宅係 TEL 0224-53-2445
地震防災対策・自主防災組織等に関する こと	大河原町役場総務課消防防災係 TEL 0224-53-2111

なお、町は、相談窓口において適切な情報提供がなされるよう、事業者情報、助成制度の概要等に関する情報の収集を行う。

また、建築関係団体においても、建築相談窓口において、住民からの耐震診断・耐震改修に係る相談に応じる。

(3) 啓発及び知識の普及

町は、県と協力して、耐震診断・改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、町内会・企業等への出前講座などの啓発活動に努めるほか、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、ホームページ等を活用し情報提供の充実を図る。

この場合、戸別訪問、町内会回覧板の活用等、できるだけ多数の者に情報が提供されるよう、実施方法を工夫する。

また、町は、県が平成 18(2006)年 3 月に作成した「住民参加型防災マップ作成ガイドライン」に基づき、町民の居住する地域について、その地域の特性などを取り込んだ住民参加型防災マップを積極的に作成する取組を促すとともに、必要な情報を提供する。

(4) 耐震改修促進税制等の活用促進

建築物の耐震化を促進するための施策として、平成 18(2006)年度税制改正により「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」が創設され、昭和 56(1981)年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された建築物の耐震改修を行った個人及び法人が受けることができる特別控除や減額措置、特別償却等の措置を定めている。

町は、町民及び法人がこれらの税制等の諸制度を積極的に活用するよう体制の整備と啓発を推進する。

【参考】**a) 住宅に係る所得税減税(令和3年12月31日まで)**

個人が、昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された住宅を、現行の基準に適合させるための耐震改修を行った場合、当該耐震改修に要した費用の10%相当額(25万円を上限)を所得税から控除する。ただし、特別控除を受けようとするものが自ら居住の用に供するものに限る。

b) 住宅に係る固定資産税の減免(令和4年3月31日まで)

・昭和57年1月1日以前から所在する住宅で現行の基準に適合する耐震改修を行い、当該耐震改修に要した費用が1戸あたり50万円を超える場合、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡相当分まで)を以下のとおり減額する。

工事完了日	減額される期間	減額割合
平成26年1月1日から令和4年3月31日	翌年度分	2分の1

・耐震改修工事が完了した日から3か月以内に申請すること

(5) 技術者の養成

町は、県及び建築関係団体と協力して、適切な耐震診断及び耐震改修に必要な知識、技術等の習得、資質の向上を図るため、その役割に応じ、建築士又は建築施工技術者等を対象とする講習会や研修会（「みやぎ木造住宅耐震診断士」養成講習会及び「みやぎ木造住宅耐震改修施工技術者」養成講習会など）により、建築技術者の耐震改修等に係る技術水準の向上、ならびに技術者の養成を図るよう努める。

また、町は簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、協議会を活用して耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究の成果の活用を図る。

表 17 （参考） 宮城県内の耐震関連技術者の登録状況

	耐震診断技術者	耐震改修施工技術者
年 度	令和元年度末	令和元年度末
登録者数	約 1,950 名	約 1,220 名

(6) リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要であり効果的である。また、あわせて工事を行うことにより費用面でのメリットもある。町は、県及び他市町村と共に、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、協議会を活用し検討を行うとともに、リフォームと耐震改修

修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報をホームページ等を活用して町民に提供する。

(7) 家具の転倒防止策

平成 7（1995）年の阪神淡路大震災は、約 24 万棟の家屋が全・半壊し死者約 6 千人にも上る大惨事であったが、幸い倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し、多くの犠牲者が発生した。また、平成 15（2003）年 7 月の宮城県北部連続地震においても、地震により倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し多くの負傷者が出ている。

町は、県と協力して、地震による家具の転倒を防ぐための具体的な方法（金具、防止器具の取り付け方法）などについて、町民に対し必要な情報提供を行う。

(8) 町内会、NPO 等との連携

町は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPO との連携や地域における取組に対する支援等を行うよう努める。

7 関連施策

(1) 宮城県建築物等地震対策推進協議会

耐震診断・耐震改修の円滑な推進を図るため、県は市町村、建築関係団体、民間の建築物所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県既存建築物耐震改修促進協議会」を平成 13（2001）年 12 月に設立した。（表 18）

平成 17（2005）年 6 月に、震災後の二次災害防止及び復旧対策を検討する「宮城県被災建築物宅地危険度判定協議会」と統合して「宮城県建築物等地震対策推進協議会」を組織した。これにより、地震前・地震後対策を総合的に推進する体制に強化され、近い将来発生すると予想されている大規模地震に向けて、建築物の耐震化や地震により被害を受けた建築物の早期復旧など地震による被害を軽減するための様々な課題に対して、学識経験者、県、市町村、建築関係団体が連携して取り組んでいる。

町は、協議会を活用し、産学官による建築物の耐震化の推進方策等の検討・情報交換を行うとともに、産学官一体となった推進体制の整備・拡充を行い、本計画の推進を図る。

表 18 宮城県建築物等地震対策推進協議会の構成

会員（順不同）		（令和 2 年 4 月 1 日現在）	
■学識経験者 東北工業大学 名誉教授 田中礼治 東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻 教授 前田匡樹			
■行政団体 宮城県（関係各課） 県内全市町村関係各課 （仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町）		■建築関係公益法人 （一財）宮城県建築住宅センター （公社）空気調和・衛生工学会東北支部 （一社）建築設備技術者協会東北支部 （公社）全国宅地擁壁技術協会東北支部 （一社）電気設備学会東北支部 （公社）日本技術士会東北支部 （衛生工学・環境・上下水道部会） （公社）日本建築家協会東北支部宮城地域会 （一社）日本建築構造技術者協会東北支部 （一社）東北建築構造設計事務所協会 （公社）日本建築積算協会東北支部 （一社）宮城県建設業協会 （一社）宮城県建築士会 （一社）宮城県建築士事務所協会 （独法）住宅金融支援機構 東日本構造物調査診断協会 宮城県瓦工事業組合 （一社）宮城県建設職組合連合会 （一社）宮城県優良住宅協会 宮城県住宅供給公社	
■建築物所有者団体等 （一社）日本旅館協会東北支部連合会 （一社）宮城県専修学校各種学校連合会 仙台ビルディング協会 日本チェーンストア協会東北支部 宮城県商工会議所連合会仙台商工会議所 宮城県私立中学高等学校連合会 宮城県病院協会			

(2) 世代継続される地震に強いまちづくり～地震防災教育の浸透～

これからの高齢社会を考えると地震に強いまちづくりには自主防災組織等への若者の参加が不可欠となる。そのためには、若者への地震防災教育が必要であり、自分の身を守るための「自助」教育と、皆で助け合うための「共助」教育を行う必要がある。

宮城県建築物等地震対策推進協議会は、中学生及び高校生を対象とし、地震の発生メカニズムや過去の建築物の地震被害状況、木造住宅の簡易耐震診断方法及び耐震診断の重要性を教えるとともに、この知識を地域防災活動に役立ててもらうことを念頭に地震防災教育用教材を作成した。この地域防災教育用教材を活用し、中学校及び高等学校における地震防災教育の推進を図る。

また、同協議会及び建築関係団体は、教育プログラムの改善、建築専門家の講師派遣等の支援を行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

町及び建築関係団体は、大規模地震時のコンクリートブロック塀等の倒壊防止に努めることとし、その危険性についてパンフレット等により啓発するとともに、ス

クールゾーン等におけるコンクリートブロック塀等の劣化進行確認等のフォローアップを行い、危険性のあるものについてはその結果を所有者等に通知し、できるだけ早期にその改善を図るよう指導する。

また、町では、ブロック塀等安全確保に関する事業として倒壊等の危険があるブロック塀等を除却する工事に対して助成を実施しており、危険性の高いブロック塀等の改善を加速させることとしている。

ブロック塀等安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる道路は住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る私道を除く経路とする。（別紙）

【促進を図る支援策】

住宅・建築物安全ストック形成事業(ブロック塀の安全確保事業)

宮城県小学校スクールゾーン内ブロック塀除却工事助成事業

(4) 宮城県住宅耐震・リフォーム推進隊協議会

地域における既存木造住宅の耐震化を市町村と連携して促進するため、建築関係団体からなる「宮城県住宅耐震隊協議会」が平成 17（2005）年 6 月に設立され、県内各地に住宅耐震隊が設立されている（現在は、宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会と改名し活動している）。

町は各地域の住宅耐震隊の活動への協力を行う。

(5) 被災建築物・宅地の応急危険度判定

町は、県及び近隣市町と協力して、大規模震災発生時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制の整備を図る。

建築物の応急危険度判定については、東日本大震災の経験から、停電等で県と町との連絡が取れない場合においても町が地域の建築関係団体の協力を受けて速やかに判定を開始できるよう努める。